正案

改

定める周波数を使用するものとする。
れに規定する無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項に一大に規定する無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項に年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の二十八又は第四十九条の二十年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の二十八又は第四十九条の二十五十二十五十分教をする特定基地局の範囲に関する事項

## 二~四 (略)

| 五 当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

#### 1・2 (略)

- 第に扱い審査を行う。第に扱い審査を行う。第三級計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして、同意法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間内に提出され合いが高い二の申請に対して認定するものとする。なお、当該認定に係る第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度第三の基準により比較審査を行い、当該申請のあが一又は二の場合は当該申請た開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次
- 三世代移動通信事業者」という。)ではないこと。線局(実験試験局を除く。以下同じ。)の免許を取得している者(以下「第九条の六の五又は第四十九条の六の六に規定する無線設備を使用する無① 申請者が無線設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の四、第四十

# (二) (五) (略)

4 (略)

× 開设 (1 十 ) 寸泉 (1 十 ) 寺三宝也号 ) 范囲よ、 無泉设開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

現

行

(傍線部は改正部分)

継局のうち、次項に定める周波数を使用するものとする。

又は第四十九条の三十に規定する無線設備を使用する基地局及び陸上移動中年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の二十八、第四十九条の二十九本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則(昭和二十五本開設指針の対象とする特定基地局の範囲は、無線設備規則(昭和二十五

# 二~四 (略)

五.

当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事

項

### 1·2 (略)

- 等に扱い審査を行う。 等に扱い審査を行う。 等に扱い審査を行う。 等に扱い審査を行う。 等に扱い審査を行う。 等に扱い審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が一又は二の場合は当該申請に掲げる事項をすべて満たしている申請の数が一又は二の場合は当該申請開設計画の認定は、前各項、前号及び別表第二に規定する要件並びに次
- 得している者(以下「第三世代移動通信事業者」という。)ではないこと。無線設備を使用する無線局(実験試験局を除く。以下同じ。)の免許を取九条の六の四、第四十九条の六の五又は第四十九条の六の六に規定する① 申請者が無線設備規則第四十九条の六、第四十九条の六の三、第四十

#### (二) (五) (五)

4 (略)